「中退共システム再構築に係る全体工程管理及びシステム部門支援業務」調達仕様書（案）に対するご意見または修正案について

令和2年10月15日
独立行政法人勤労者退職金共済機構

No.	該当頁		該当する箇所の章と項番		調達仕様書（案）の記載内容 （概要でも構いません）	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	種別	採用／不採用	回答
	該当物	ページ	章	項番						
1	調達仕様書本文	―	4	4.2	4.2. 目的 ～（契約期間内で法令改正に伴う業務見直し等が発生した場合の業務・システム両面からの解決方法、プロセスを提案する業務を含む）。	過去の実績等から業務見直し等の内容、発生頻度の目安となる情報をお示し頂けないでしょうか。	検討内容に応じた専門性を有する体制の検討や適切なコスト試算に有用な情報であるため。	意見	採用	以下の近年における法改正に伴う主な業務見直し等を調達仕様書に追記いたします。なお、法改正に伴う業務見直し等は定期的に行われる訳ではありません（現時点で予定されている法改正等はありません）。 ・合併等に伴う中退共と企業年金との間での資産移換（確定拠出年金法等の一部改正、中小企業退職金共済法等の一部改正：2018年(平成30年)5月1日施行） ・特定退職金共済事業（特退共）を廃止した団体から中退共制度への資産移換（中小企業退職金共済法の一部改正：2016年(平成28年)4月1日施行） ・中小企業者でなくなった場合、新たな資産移換先として確定拠出年金制度を追加（中小企業退職金共済法の一部改正：2016年(平成28年)4月1日施行） ・事業所の間を移動した場合、通算の申出期間を3年以内に延長（中小企業退職金共済法の一部改正：2016年(平成28年)4月1日施行） ・特定退職金共済制度（特退共制度）を廃止した団体からの資産移換（中小企業退職金共済法の一部改正：2016年(平成28年)4月1日施行） ・特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済制度との通算における全額移換の実施（中小企業退職金共済法の一部改正：2016年(平成28年)4月1日施行） ・被共済者の退職、退職金（解約手当金）請求時にマイナンバー取得(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）：2015年(平成27年)10月5日施行 ・解散存続厚生年金基金から中退共制度への資産移換（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部改正：2014年(平成26年)4月1日施行）
2	調達仕様書本文	―	8	―	8.参加資格	事業者の要件として、本業務と類似する業務の実績を求めてはいかがでしょうか。 ・本調達に基づく作業を実施する組織又は部門は、大規模システム開発（概ね1,000人月以上の開発規模）における工程管理支援業務を履行した実績を有すること。	本事業は複数年にわたるものであり、本業務を履行する組織（又は部門）として、継続的に支援できる体制を備えていることを確認することは有用と考えられるため。	意見	不採用	参加資格については、官公庁の統一基準に準拠した内容としております。ご指摘頂いた類似業務実績については、応札時の提出項目とし、総合評価における評価対象とする予定です。
3	調達仕様書本文	―	9	②	9. 業務実施体制の整備 ②情報処理技術者資格のテクニカルエンジニア（ネットワーク（NW）、データベース（DB）、システム管理（SM））、情報セキュリティアドミニストレータ（SS）、上級システムアドミニストレータ（SD）、技術士資格のうち情報工学部門のいずれかの資格取得後2年以上の実務経験を有している者。	業務実施体制の要件として、セキュリティ関連の要件を個別に求めてはいかがでしょうか。 ・情報処理技術者（情報セキュリティスペシャリスト）、情報処理安全確保支援士（登録されたもの）、情報処理技術者（テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）） 、情報システムコントロール協会CISM、情報システムコントロール協会CISA、ISC2 CISSPのいずれかの資格取得後2年以上の実務経験を有している者。	昨今のセキュリティ対策の重要性を鑑み、本業務の支援要員にサイバーセキュリティの専門性を有する者は必須であると考えるため。	意見	不採用	当機構のシステムでは、情報系システムと業務系システムが物理的に分離、されているほか、CIO補佐官および外部有識者による情報セキュリティに関する助言を受けているため、業務系システム再構築におけるPMOに情報セキュリティの専門家を加える必要性はないと考えております。 ただし、企画書において、そうした観点からのご提案を頂くことは歓迎し、評価させて頂きます。
4	調達仕様書本文	―	10	―	10. 作成物 ～また、作成物については、工程ごとの提出の他、月次で一覧表とともに提出し、さらに年度ごとに当該年度の3月までに、まとめて当該年度の「成果物」として提出する。～	「工程」の定義・範囲を示して頂けないでしょうか。別紙4の＃1～8に示される矢羽（要件確認、基本設計等）を意図されているのでしょうか。	本業務の作業スケジュール、要員計画を検討する際に有用な情報であるため。	意見	―	ご認識の通りです。 「別紙4　全体スケジュール（案）」の各工程となります。
5	調達仕様書本文	―	10	―	同上	＜質問＞ 「一覧表」とは、予定されている作成物の名称、作成状況等を一覧化したものを意図されているのでしょうか。	本業務の作業範囲を把握する際に有用な情報であるため。	質問	―	ご認識の通りです。
6	調達仕様書本文	―	12	12.5	表12.5-1 閲覧可能資料 ※一部ドキュメント整備の対象となる	「DB論理設計書～ER図 ※」「アプリケーション基本設計書 ※」の一部ドキュメント整備は、本業務の作業範囲に含まれるという理解でよいでしょうか。	本業務の作業範囲を把握する際に有用な情報であるため。	質問	―	本業務の作業範囲に含まれません。 「別紙4　全体スケジュール（案）」の「#9現行システムドキュメント整備」での成果物となります。
7	別紙4	―	―	―	＃2～8で「調達」と記載されている矢羽（緑色）	＃2～8で「調達」と記載されている矢羽（業務改善実行、再構築開発・アプリ、再構築開発・移行等）が意図するところは、関連する仕様書案の作成、調達支援等が本業務の作業範囲に含まれるという理解でよいでしょうか。	本業務の作業範囲を把握する際に有用な情報であるため。	質問	―	矢印元の工程の受諾業者が調達支援、調達の為の成果物提出等を行います。 調達支援は本業務の作業範囲に含まれませんが、進捗管理・品質管理等の全体工程管理支援は本業務の作業範囲となります。

「中退共システム再構築に係る全体工程管理及びシステム部門支援業務」調達仕様書（案）に対するご意見または修正案について

令和2年10月15日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

No.	該当頁		該当する箇所の章と項番		調達仕様書（案）の記載内容 （概要でも構いません）	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	種別	採用／不採用	回答
	該当物	ページ	章	項番						
8	調達仕様書本文	12	9	―	記載なし	参画要員の交代に関して、事前に機構に通達の上、受託業務に影響のない範囲で要員交代を許容する旨を記載していただけないでしょうか	・プロジェクトが長期にわたること ・工程ごとに適切な管理スキルを保有するメンバーをアサイン可能としたい	意見	採用	ご指摘を踏まえ、「要員については出来るだけ契約期間内一貫して携わることが望ましいが、やむを得ない事情により交替する場合は、事前に交替要員候補を機構に提示し、了承を得ること。」という趣旨の記載を追加致します。
9	調達仕様書本文	12	9	―	記載なし	要員交代時、前任者と役職に差異が発生するすることを許容する旨を記載いただきたい	・御見積の際に弊社内役職を明記する必要がある前提で記載しています ・前任者の後任として適切なメンバーが必ずしも同じ役職と一致しない可能性があるため。 ・長期に渡るプロジェクトの間で弊社内役職定義の改定が発生する可能性があるため	意見	採用	No8の追記内容のとおり、必ずしも許容する訳ではありませんが、理由、内容次第で許容することとします。
10	調達仕様書本文	―	4	2 3	4.2「横断的かつ広範囲な工程管理業務支援およびシステム部門支援を求めるものである」 4.3 （1）全体工程管理 （2）システム部門支援	受託事業者が実施すべき役務については記載がございますが、支援対象組織・部門及び支援対象案件についての記載が明示的にございませんので以下ご教示頂けたらと存じます。 ＜支援対象組織・部門について＞ ・（1）全体工程管理の支援対象は「別紙5体制図」の「PMO」になりますでしょうか？ ・（2）システム部門支援の支援対象はプロジェクト推進室だけでなく、システム管理部全体となりますでしょうか？ ＜支援対象案件について＞ ・（1）全体工程管理の支援対象は「別紙4全体スケジュール（案）」のうち、直接の再構築プロジェクトである項目＃2から9まで案件でしょうか？もし相違する場合は範囲を項目＃でお示し頂けましたら幸いです。 ・（2）システム部門支援の支援対象は「別紙4全体スケジュール（案）」のうち、項番＃2（業務改善実行）を除き、項番＃3から項番＃19までが対象でしょうか。	本業務の作業ボリューム及び要員体制の見積の参考情報としてご教示頂けましたら幸いです。	質問	―	＜支援対象組織・部門について＞ （1）ご認識の通りとなりますが、機構PMOを介して各関連事業者及び機構内関連部署とも連携を取っていただきます。 （2）システム管理部は、部を挙げて再構築プロジェクトに取り組むことになるため、支援対象はご認識の通りとなりますが、再構築プロジェクトのプロジェクト・マネジメント以外の業務について支援を求めるものではありません。 ＜支援対象案件について＞ （1）＃14～17については、中退共システムへ統合されるため、直接の対象となります。 　また、＃10～13についても、「直接」の支援対象ではありませんが、関連システムとして整合的な進捗を確保し、円滑にテスト、移行を実施するため、機構PMOを介して各関連事業者及び機構内関連部署とも連携を取っていただきます。 （2）#2から#17となります。 なお、上記の内容は調達仕様書に明記することとします。
11	別紙5	―	―	―	「別紙5 体制図」に記載の「PMO（7名程度のメンバーを検討中」	左記7名様は、当プロジェクト専任の方でしょうか。 予定で構いませんので、他の組織や案件との兼務の方がおられましたら、兼務の方の人数をお教えいただけましたら幸いです。	職員様のPMOへの関与度によって、支援負荷が変わりますので、全体工程管理支援の要員体制の見積の参考情報としてご教示頂けましたら幸いです。	質問	―	5～6名が専任となるほか、複数名が兼務で常時関与する予定となります。
12	調達仕様書本文	16	12	3	本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に企業の概要及び財務諸表等を添付し、再委託先事業者に関する情報（業務の範囲、再委託の理由（必要性）、契約予定金額）について記載した「再委託に関する承認(変更)申請書」を機構に提出し承認を受けること。	① 「再委託に関する承認(変更)申請書」の提出時期についてご教示ください。(本件受託後、再委託先との契約都度提出という理解で良いでしょうか) ② 「再委託に関する承認(変更)申請書」に記載する契約予定金額について、工数もしくは全体工数に対する割合で代替可能でしょうか。	①提案時は再委託先が決定しておらず提出が難しいため、提出時期を確認させていただいております。 ②再委託先への委託割合をお示しするという趣旨であれば、工数割合等で代替可能か確認させていただいております。	質問	―	① 再委託する前に、事前に企業の概要、財務諸表を添付して機構の承認を受けてください。（契約締結後、その都度申請が必要） ②代替は不可といたします。契約予定金額でお願いいたします。

※いただいたご意見等のうち、内容が確認・質問であるものについては、「採用の可否」欄は「－」としております。